

# 一般社団法人もとす医師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人もとす医師会(以下「本会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県本巣郡北方町に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、日本医師会及び岐阜県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
  - (2) 医学教育の向上に関する事業
  - (3) 地域医療の推進発展に関する事業
  - (4) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
  - (5) 医師の生涯研修に関する事業
  - (6) 地域保健の向上に関する事業
  - (7) 保険医療の充実に関する事業
  - (8) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
  - (9) 医業経営の安定、会員の福祉向上に関する事業
  - (10) 会員の福利厚生又は利便の向上、並びに会員相互の連絡調整に関する事業
  - (11) 医療・福祉に関する事業
  - (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岐阜県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本会は、瑞穂市、本巣市及び本巣郡内において医業に従事する医師であって、本会の目的及び事業に賛同して、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様にその届出をしなければならない。
- 3 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

(会費の負担)

第7条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

- 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、内規において定める。

(任意退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、第9条の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同項に基づく処分を行うことができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの。
- (2) 本会の定款に違反し、若しくは本会の秩序を乱したもの。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

(会員の本務)

第11条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長、副会長の選定及び解職、理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度5月に1回開催する。ただし、事業年度終了後3箇月を超えない範囲で開期を変更することができる。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において会員の中から選出する。

### (議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

### (決議)

第18条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。次項において同じ。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 会長、副会長、その他理事及び監事は、本会の会員の中から社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員責任免除)

第25条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が善意で且つ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長・顧問・参与)

第27条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 名誉会長は、会長の相談に応じることを、その職務とする。
- 3 顧問は、会長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることを、その職務とする。
- 4 名誉会長の称号は、理事会で決議して会長が贈り、顧問は、理事会で決議して会長が委嘱する。解任も理事会の決議を要する。
- 5 名誉会長は終身とし、顧問の任期は会長の任期と同じとする。
- 6 名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。
- 7 参与は会務に参与し、会長が必要と認める時は理事会に出席し意見を述べることを、その職務とする。
- 8 参与は、社員総会において会員の中から推薦し、会長が委嘱する。
- 9 参与の任期は、役員任期と同じとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 裁定委員会

(構成)

第33条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名以上7名以内の裁定委員をもって構成する。

(選任)

第34条 裁定委員は、本会会員の中から、社員総会において選任する。

(任期)

第35条 裁定委員の任期は、第24条(役員)の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(委員の兼職禁止)

第36条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(任務)

第37条 裁定委員会は、会員の身分に関する裁定並びに会員相互間の紛議に関する調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第38条 裁定委員会に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

## 第8章 委員会

### (委員会の設置)

第39条 会長は、特に必要があると認める場合には、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### (事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の分配の禁止)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第44条 本会に事務局を置く。

2 事務職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第46条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第13章 補則

### (委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は国枝武俊とする。
- 3 整備法121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

本改正定款は平成28年1月24日より施行する。